

三浦市市民活動補償制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益性のある活動(市との協働事業及び市が行う事業を含む。)を行う団体等が活動中に不測の事故により負傷したとき又は損害賠償を行うときに当該支出を補償する制度(以下「補償制度」という。)を整備することにより、市民が安心して市民活動に参加できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益性のある活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。
- (2) 対象活動 三浦市内を拠点として無報酬(交通費等の実費を報酬として受け取る場合を含む。)で行われる公益性のある活動であって、継続的及び計画的なもの又は臨時に行うものをいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とした活動を除くものとする。
- (3) 活動団体 対象活動を行う団体をいう。
- (4) 活動者 対象活動の運営に携わる者、対象活動について指導的地位にある者若しくはこれらに準じる者又は対象活動の遂行に責任を負う者をいう。
- (5) 参加者 対象活動に参加する者をいう。ただし、当該活動の観覧者等を除くものとする。

(保険契約)

第3条 市は、補償制度を実施運営するため、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と損害保険に係る契約を締結する。

(補償の対象)

第4条 補償の対象は、次に掲げる事故とする。

- (1) 賠償責任事故
 - (2) 傷害事故
- 2 前項第2号の事故には、活動団体又は活動者(以下「活動者等」という。)、三浦市が定めた活動の場所と活動者又は参加者の自宅との通常経路による移動中の事故を含むものとする。

(賠償責任事故)

第5条 賠償責任事故に係る費用の補償は、対象活動中に活動者等が他人(活動団体の構成

員を含む。以下同じ。)の生命、身体、財物等に損害を与えたことにより支払った額のうち、次に掲げる金額を限度とする。ただし、5,000円以下の損害については補償の対象としない。

- (1) 他人の身体に損害を与えた場合 1人につき1億円。ただし、1事故につき5億円を限度とする。
- (2) 他人の財物に損害を与えた場合 1事故につき500万円
- (3) 他人から預かり、又は管理責任を負う物に損害を与えた場合 1事故につき500万円

2 前項に規定する費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 治療費、休業補償、慰謝料等の損害賠償金
- (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
- (3) 訴訟、仲裁、調停等に係る費用(保険会社の承認を得たものに限る。)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補償しない。

- (1) 活動者等又はその代理人の故意による事故
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の政治的又は社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、津波、洪水、その他の天災による事故
- (4) 活動者等が所有し、使用し、又は管理する航空機、船舶、鉄道、自動車又は原動機付自転車による事故
- (5) 狩猟に起因する事故
- (6) デモ行進等の集団示威運動中の事故
- (7) 保険会社と契約する保険契約の約款で免責とされる事故

(傷害事故)

第6条 傷害事故に係る補償は、対象活動中の傷害事故を直接の原因として活動者又は参加者が死亡し、又は負傷若しくは発症したときに、次に掲げる区分により行うものとする。この場合において、傷害事故には、熱中症並びに細菌性食中毒及びウイルス性食中毒(以下これらを「熱中症等」という。)を含むものとする。

- (1) 当該事故の日から180日以内に死亡したとき その者の法定相続人に対して200万円。ただし、後遺障害に対する補償を既に支払った場合には、200万円からその金額を控除した額とする。
- (2) 当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき その者に対して200万円に保険会社と契約する保険契約で定める障害の区分に応じた割合を乗じて得た額
- (3) 生活機能又は業務能力の減失を来し、入院による治療を受けたとき 当該事故の日から180日を限度として入院日数1日につき2,000円。ただし、治療のために入院して手術を受けたときは、2,000円に保険会社と契約する保険契約で定める手術の内容に応じた倍率を乗じて得た額を加算する。

(4) 生活機能又は業務能力の減少を来し、通院による治療を受けたとき 当該事故の日から 180 日以内の 90 日を限度として通院日数に 1,000 円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補償しない。

- (1) 活動者等又はその代理人、参加者の故意による事故
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の政治的又は社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、津波、洪水、その他の天災による事故
- (4) 活動者又は参加者の疾病(熱中症等を除く。)、脳疾患又は心神喪失による事故
- (5) 他覚症状のないむちうち症又は腰痛
- (6) 山岳及び海難救助活動での事故
- (7) 保険会社と契約する保険契約の約款保険契約約款で免責とされる事故

(事故の報告)

第 7 条 活動者等は、対象活動中に事故が発生し、補償を受けようとするときは、速やかに三浦市市民活動補償制度事故報告書(第 1 号様式。以下「事故報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事故の判定)

第 8 条 市長は、前条の事故報告書の提出を受け、当該事故が補償制度の対象事故であると判定したときは、三浦市市民活動補償制度事故証明書(第 2 号様式)を保険会社に提出するとともに、その写しを事故報告書を提出した者に送付するものとする。

2 市長は、前項に規定する判定に際し必要があると認めるときは、次条の市民活動補償制度事故判定委員会に諮るものとする。

(委員会)

第 9 条 対象事故の判定について、適正な遂行に資するため、市民活動補償制度事故判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市民部長、政策課長、市民協働課長、福祉課長、環境課長及び文化スポーツ課長をもって組織する。

(委員長等)

第 10 条 委員長には市民部長を、委員長職務代理者には市民協働課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長職務代理者は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 12 条 前 2 条に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

(請求手続)

第 13 条 活動者等が賠償責任事故に係る補償を受けようとするときは、被害者との間で損害賠償に関する示談等の手続が成立した後に、活動者等が保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償を受けようとする場合で、活動者又は参加者が死亡したときはその法定相続人が、活動者又は参加者が負傷したときはその内容によって次に掲げる時期に当該活動者又は参加者が必要な書類を添付して市に請求するものとする。

(1) 後遺障害を生じたとき 障害の状況が固定したとき又は事故の日から 180 日を経過したとき。

(2) 入院又は通院による治療を受けたとき 入院並びに通院が終わったとき又は事故の日から 180 日を経過したとき。

(保険金の支払い)

第 14 条 前条第 2 項の規定による傷害事故に係る補償金は、市が請求を受けた補償金相当額を保険会社に請求し、保険会社が市の指定した金融機関の口座に振り込むことによって支払うものとする。

(庶務)

第 15 条 保険契約の締結事務及び委員会の庶務は、市民協働課において行う。

(委任)

第 16 条 この要領に定めのない事項は、この要領に基づき締結する保険契約の保険約款の定めるところによるほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。